

河合町議会会議録

令和 7 年 3 月 21 日 開会

河合町議会

令和7年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （3月21日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	5
○議案第1号、議案第12号から議案第19号、議案第26号から議案第27号、 議案第32号の委員長報告、討論、採決	6
○議案第2号から議案第5号、議案第20号から議案第25号、議案第28号か ら議案第29号、議案第31号の委員長報告、討論、採決	15
○議案第6号から議案第11号の委員長報告、討論、採決	23
○同意第1号の採決	33
○同意第2号の採決	33
○同意第3号の採決	34
○同意第4号の採決	34
○同意第5号の採決	35
○同意第6号の採決	35
○同意第7号の採決	35
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	36
○閉会の宣告	36
○署名議員	37

令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日）

（ 第 4 号 ）

令和7年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和7年3月21日（金）午前10時00分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 令和6年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第12号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第13号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第14号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第15号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第16号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第17号 | 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第18号 | 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第19号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第26号 | 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第27号 | 河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第32号 | 河合町総合計画を定めることについて（別冊） |
| 日程第13 | 議案第 2号 | 令和6年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第 3号 | 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第15 | 議案第 4号 | 令和6年度河合町水道事業会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第 5号 | 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算について |

- 日程第 17 議案第 20 号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 21 号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 22 号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 23 号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 24 号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 25 号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 28 号 河合町水道事業の設置等に関する条例の廃止について
- 日程第 24 議案第 29 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について
- 日程第 25 議案第 31 号 河合町道路線の廃止について
- 日程第 26 議案第 6 号 令和 7 年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第 27 議案第 7 号 令和 7 年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第 28 議案第 8 号 令和 7 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第 29 議案第 9 号 令和 7 年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第 30 議案第 10 号 令和 7 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 日程第 31 議案第 11 号 令和 7 年度河合町下水道事業会計予算について（別冊）
- 日程第 32 同意第 1 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 33 同意第 2 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 34 同意第 3 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 35 同意第 4 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 36 同意第 5 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 37 同意第 6 号 政治倫理審査会委員の選任について

日程第 38 同意第 7 号 政治倫理審査会委員の選任について

日程第 39 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 39 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁
教育振興部長	中 尾 勝 人	生活環境部兼 総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和7年第1回定例会を開会いたします。

本日の定例会は録画配信を実施していますので、その際、傍聴席も撮影映像に入る場合があります。ご了承くださいと思います。

これより本日の会議を開きます。

町長より一言申出がありますので、町長ひとつ。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長、登壇の上、願います。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） お時間をいただき、本当にありがとうございます。

今定例会に提案させていただいております議案の中で、さきの各委員会で審議していただいた結果、否決となりました議案第32号 河合町総合計画を定めることについて及び議案第6号 令和7年度一般会計予算について、私の思いを述べさせていただきます。

まず、議案第32号 河合町総合計画を定めることについてでございます。

3月11日の総務文教委員会、そして同月18日の全員説明会におきまして、説明不足や議会に提案するまでの流れなどについて、ご意見やご指摘をいただきました。

本計画は町の最上位計画で、町といたしましては、新年度より議会、住民の皆様とともに具体的な事案、事業を進めてまいりたいと考えております。本計画は10年計画の計画となっておりますが、今後の社会経済情勢や国の動向などにより、見直しをすることも考えられます。

今回、議員の皆様からいただいた指摘事項などにつきましても、改めて検討させていただき、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、議員の皆様からいただいたご指摘につきましては真摯に受け止め、今後は丁重な説明を心がけてまいります。

次に、議案第6号 令和7年度一般会計予算についてでございます。

先日の予算審査特別委員会におきまして、いろいろなご意見やご指摘をいただいた中、中

でも土木費の立地適正化計画策定業務及び都市計画変更関連図書作成業務につきましては、当該業務に係る予算を提案する順序が違うのではとのご指摘を受けました。

今後は、担当部局との連携を密にし、職員と一体となって取り組むとともに、当該業務に係る予算を執行する際には、事前に議員の皆様にご説明をさせていただき、理解を得た上で進めてまいりたいと考えております。

何とぞ私の思いをおくみ取りをいただき、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、梅野美智代議会運営委員長より報告願います。

○３番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○３番（梅野美智代） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教常任委員会で審議されました議案第１号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第26号、第27号、第32号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第２号、第３号、第４号、第５号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第28号、第29号、第31号。

予算審査特別委員会で審議されました議案第６号から第11号。

人事案件であります同意第１号から第７号、また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続審査が上程され、逐次審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員報告のとおり決定いたします。

◎議案第 1 号、議案第 12 号から議案第 19 号、議案第 26 号から議案

第 27 号、議案第 32 号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 1、議案第 1 号、日程第 2、議案第 12 号、日程第 3、議案第 13 号、日程第 4、議案第 14 号、日程第 5、議案第 15 号、日程第 6、議案第 16 号、日程第 7、議案第 17 号、日程第 8、議案第 18 号、日程第 9、議案第 19 号、日程第 10、議案第 26 号、日程第 11、議案第 27 号、日程第 12、議案第 32 号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、杵本光清総務文教常任委員長より報告求めます。

○8 番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本委員長。

○8 番（杵本光清） それでは、総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る 3 月 5 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 1 号、議案第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号、第 19 号、第 26 号、第 27 号、第 32 号について、3 月 11 日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第 1 号 令和 6 年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

清掃工場の仮ストックヤード建設工事補正の詳細について質疑があり、追加工事は屋根の建設であり、当初は面整備のみを予定していたが、雨天時にごみが雨に打たれると重量も増えることになることから、屋根が必要との判断になったためとの答弁がありました。

また、歳入では、普通交付税の追加理由について質疑があり、国の補正予算等で 12 月に追加交付が決定された。国の税収が当初の見込みよりも大きかったことが要因であるとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は 1 名の方からありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 12 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、理事者より説明を受けました。

禁錮と拘禁刑の違い、概念について質疑があり、今回の刑法の一部改正においては、懲役と禁錮両方を廃止した上で、拘禁刑を設けており、これまでも懲役には刑務作業が課されていたが、拘禁刑における作業は受刑者の改善更生を図るためのものであると、その目的がさらに明確化された。また、受刑者の特性に応じ、必要な指導を行うことができる規定も設けられたとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の改正の中で、40歳到達により周知するとなっているが、その年齢に達しなければ職員に周知しないのかとの質疑があり、このような休暇がある、取得制度があるということを全ての職員に対して周知するよう考えているとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

今回の人事院勧告の特徴について質疑があり、若年層を中心に給与月額を引上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月額が年間0.1か月分の増となるとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

人事院勧告による期末手当の引上げであるが、町の財政事情を含めて、そのまま実施せず据え置くという判断も可能かとの質疑があり、可能であるとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第18号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第26号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からあり、審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第27号 河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第32号 河合町総合計画を定めることについては、理事者より説明を受けました。

町の最上位計画の作成でありながら、審議会を3回しか開催していない。また、議員への説明も不足しているのではないかと。あまりにも拙速であったのではないかと。もっと議論をして、この4月からの実施ではなく、途中からの実施でもいいのではないかと。の質疑があり、議員や町民とも様々な議論をし、また進めていく過程において、もっと慎重に進めていくべきだったかとは感じているが、7年度から実施するよう計画作成を進めてきているため、4月から実施していく事業もあり、年度途中から実施になると影響が出てくるとの答弁がありました。

審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

以上、報告を終わりました。

○議長（疋田俊文） 議案第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第1号 令和6年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

か。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

人勸自身によるものでありますが、多くの住民の中では、年金や賃金も上がらない状況であり、町財政の負担増となるだけに、特別職として我慢をすべしとして、条例改正に反対します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論をさせていただきます。

議員報酬も低ければいいとは思っておりませんが、多くの住民の中では、年金も賃金も上がらない状況であり、町財政の負担増となるだけに、議員としても我慢をすべしとして条例改正に反対をさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) なければ、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第18号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第26号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

か。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第27号 河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、反対討論をさせていただきます。

町の最上位計画として、今後の河合町の目指す方向性を示す総合計画を作成することは必要と思います。

その上で、今回の計画案は、もう少し内容を明確にすべきではないかとの意見も持っておりますが、その中で、企業誘致として開発型の方向性だけは明確にされ、審議会段階では示されていなかった場所も明示されたものとなっており、この方向を推進するために総合計画は必要となっております。この方向が、本当に町と将来の住民にとって有効なものか十分検討する必要があります。その上で、現状から見れば、あまりにも拙速であり、現時点では反省しがたく、反対とさせていただきます。

（「反対討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対の討論をさせていただきます。

総務常任委員会付託議案、常任委員会で否決されておりました、委員会付託審議として懸案とされた全体協議の場として、去る3月18日火曜日に急遽、全議員説明会が開会され、内容確認の機会をいただきました。その説明会で内容確認を行いました、昨年、令和6年11月13日より令和7年2月7日まで合計3回審議会を開催し、町長へ答申がなされております。

その答申に対して、案としましての中身でページ26ページ6項目め、土地利用構想③産業振興エリア説明文に加筆されている。

ページ27ページ、土地構想図へ新規の産業振興エリアを加筆して、議会へ総合計画案として報告、上程されております。

このような策定手順は、何度策定審議会を開催して答申を受けても、時の副議長である町長が自己の推進したい事柄を盛り込むことができる。言わば改ざんが幾らでもできる稚拙な手法であると判断せざるを得ないと考えます。

いかなる理由であっても、答申されたものを議会基本条例第21条に基づき、議決議案として上程されるものであって、これは総合計画策定審議会の審議委員を冒瀆した行為であり、この行為は断じて許されるものではないと考えます。

また、その加筆改ざんされた内容は、第6号議案、一般会計予算案へ事業予算計上されていることにつながり、金額が比較的少額であっても町民への不安要素がありつつ、将来土地開発予算が必要とされ、今後、追認される事業であり、熟慮、評価、選定が必要な事業であると考えます。

このような町長の手法は、総合計画策定審議会と議会、これを軽視、冒瀆した手続であると判断いたします。

よって、指摘した加筆改ざんした内容が存在しない総合計画策定審議会答申、その内容を総合計画案として再度報告、上程することを求めるため反対いたします。加えて、総合計画案の内容についても指摘をさせていただきます。

総合計画案には、公共施設の老朽化に伴い、各公共施設の使用目標年数を調査し、定めた目標年数の明示、特に教育振興エリアを設定して再整備を図る、そういった内容が欠落しており、都市計画マスタープラン策定では、この内容を包含したプラン策定を明示することを指摘させていただいて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論ですけれども、よろしいですか。

○議長（疋田俊文） はい。

○7番（長谷川伸一） 総合計画と非常に関連性の高い河合町工業団地等事業手法検討業務の報告書が2月21日にでき上がっているにもかかわらず、2月26日の全議員に対する予算概要

の説明会後の担当部局からの報告書の説明は非常に不透明かつ一部抜粋だけで不十分でした。

企業誘致の名の下に、工業団地等の誘致は現町長の思いが大きく反映しているように私は感じております。今後10年間、どなたが町長になられても共に理解されるような総合計画、河合町のまちづくりの重要な骨格、つまり骨組みをつくるべきと考えます。

以上が私の反対の趣旨でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数によって可決です。

よって、議案第32号 河合町総合計画を定めることについては、可決されました。

◎議案第2号から議案第5号、議案第20号から議案第25号、議案第

28号から議案第29号、議案第31号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第13、議案第2号、日程第14、議案第3号、日程第15、議案第4号、日程第16、議案第5号、日程第17、議案第20号、日程第18、議案第21号、日程第19、議案第22号、日程第20、議案第23号、日程第21、議案第24号、日程第22、議案第25号、日程第23、議案第28号、日程第24、議案第29号、日程第25、議案第31号を厚生建設常任委員会に付託しておりますので、中山義英厚生建設常任委員長より報告求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山委員長。

○5番（中山義英） それでは、厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号、第3号、第4号、第5号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第28号、第29号、第31号について3月11日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入について審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第3号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

12月2日から資格確認書が送付される人数についての質疑があり、後期高齢者への資格確認書については、マイナ保険証の有無に関わらず、年齢到達等の交付対象者に対して資格確認書を送付しているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第4号 令和6年度河合町水道事業会計補正予算については、理事者より説明を受け、支出について審議を行いました。

議案書の総係費の金額修正について何が原因であったのかとの質疑があり、会計年度任用職員の報酬が未計上であったとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第5号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算については、理事者より説明を受け、収入支出それぞれ一括で審議を行いました。

人事院勧告による職員給与費の増額の対象となる人数について質疑があり、2名の職員であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第20号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

今回、委員外委員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第21号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

指導に当たっておられる先生の中で、現在は資格がなく、この制度で資格研修をする予定の人数や研修内容について質疑があり、現在3名の方が資格がないため補助員として入っており、そのうち1名の方が研修を受けて支援員になる予定で、研修内容としては、放課後児童健全育成事業の理解、子供を理解するための基礎知識、放課後児童クラブにおける子供の育成支援などがあり、毎年11月から4回予定されているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第22号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

今回、対象となる小規模保育事業及び事業所内保育事業所は町内にあるのか、また、対象事業所より申請があれば認可するののかとの質疑があり、現在、河合町内には該当事業所がなく、また申請があったとしても、子ども・子育て支援計画の中に入っていないため、現在はできないとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第23号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第24号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

栄養士及び管理栄養士の資格の詳細についての質疑があり、以前までは管理栄養士資格を取得するには栄養士の資格が必要であったが、今回の改正に伴って、管理栄養士の養成学校を卒業した者については、栄養士の資格を取ることなく管理栄養士の試験を受けることが可能になったとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第25号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

地域包括支援センターが担当する地域区域の第1号被保険者の人数について質疑があり、約6,500人との答弁がありました。また、今回の条文の改正では、3,000人から6,000人で1つの包括支援センター設置となっているので、河合町にも1つ増やすべきではないかとの質疑があり、相談も件数も増加しており、現在の人数での対応は厳しいところもあるため、包括支援センターと協議しながら人数で調整を考えていくとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第28号 河合町水道事業の設置等に関する条例の廃止については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

河合町の個人情報、顧客情報は奈良県広域水道企業団にはどのような形を取るのかとの質疑があり、企業団とは情報を共有するため慎重に進めていくとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第29号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第31号 河合町道路線の廃止については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第3号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、

委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第4号 令和6年度河合町水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第5号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 国保税の後期高齢者医療支援分の負担限度額を引き上げる条例改正案です。

現時点では該当者はいないということでしたけれども、この年度中負担増につながる可能

性もあり、この条例改正については反対をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって、議案第20号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第21号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第22号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第23号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第24号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第25号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第28号 河合町水道事業の設置等に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第29号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

か。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第31号 河合町道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第6号から議案第11号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第26、議案第6号、日程第27、議案第7号、日程第28、議案第8号、日程第29、議案第9号、日程第30、議案第10号、日程第31、議案第11号を予算審査特別委員会に付託をしておりますので、坂本博道予算審査特別委員長より報告求めます。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(疋田俊文) 坂本委員長。

○6番(坂本博道) 去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第6号から議案第11号までの6議案について、3月13日においては午前9時30分から午後6時まで、14日においては午後1時30分から午後6時まで、17日においては午前9時半から午後4時30分の約2日半をかけて委員会を開会しましたので、その結果について報告をします。

議案第6号 令和7年度河合町一般会計予算については、審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

議案第7号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計予算については、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第8号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計予算については、審議の結果、賛成多数

で可決することに決しました。

議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第11号 令和7年度河合町下水道事業会計予算については、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、当委員会に付託されました議案第6号から議案第11号までの審議結果について報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、議案第6号について、反対討論をさせていただきます。

年度当初予算は、河合町政の新年度の政治方針を示すもので、それらへの態度は基本的には全てお任せするかどうかとなってしまいます。その上で、今回の予算を見ましても、桜の木の防除、伐採の事業や、また補助金を活用でありますけれども、給食への補助制度の継続など新しい独自の施策もあることについては評価すべきだと思っております。

しかし、学童保育の民営化を進める予算となっております。これは河合町の教育体系の中で、公的責任を後退させることにつながりかねず、認めがたい方向です。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化は感染予防対策として、また近隣自治体も実施している中で、必要な施策でありながらも、これが実施されることになっておりません。

そして、総合計画の中で、十分審議されないまま企業誘致の方向を進める事業の予算が含まれており、拙速なものと言わざるを得ません。同時に財政問題については、無駄を省きながらしっかりした予算管理を進め、粘り強く取り組むしかないと思っております。

その上で、財政調整基金を一部活用して、当面の急がれる修繕等の予算運営というのは可能ではないかと思えます。

また、国保など町民の声が反映しにくい県の広域方針を前提にした事業運営に関連する一般会計予算でもあります。

そういう点で、全体として暮らし、医療、介護、子育て、安全など財政状況の厳しさありますけれども、住民の願いを反映して、国・県の制度の不十分なところ、悪い部分を超える

ものとはなっていないというふうに評価せざるを得ません。

以上より、当初予算として全てお任せすることはできず、この件だけでなく安心して住み続けられる河合町づくりの立場からも、この令和7年度一般会計当初予算案については認めがたく、反対をさせていただきます。

なお、今後、年度途中の補正予算については、一般会計といえども運営上、実務的な補正とか必要な場合は、当初予算に反対したからといって個別に判断するということも申し添えておきたいと思います。

以上、反対討論とさせていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 賛成の討論、述べさせていただきます。

議会に十分な説明もないまま立地適正化計画策定業務委託料が予算計上されていたため、予算特別委員会においては、令和7年度一般会計予算に反対しました。しかし、代わりに予算が否決されると福祉教育、内水対策事業など速やかに執行すべき町の重要な事業が遅れてしまい、町民の暮らしに大きな影響を与えることだけは避けるべきと判断し、立地適正化計画策定業務委託料の執行に当たっては、今後、議会に十分な説明を行い、納得を得た上で予算執行するのであれば、令和7年度一般会計予算には賛成します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論いたします。

一般会計予算案については、約2日かけて審議してまいりました。土木費、都市計画総務費、委託料、立地適正化計画策定業務1,090万円、都市計画変更関連図書作成業務650万円の予算組みに異議があります。また、ほかに削除並びに減額していただきたい事業予算が組み込まれています。

よって、私は反対をいたします。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 賛成討論いたします。

今年度の予算には、小学校の体育館の空調機器のみ整備され、計上されておりました中学校の空調機器や第1中学校のトイレの改修については予算計上されていないことを受けて反対いたしました。

しかし、子供たちの健康や学習環境にも影響を与えるため、小学校のほうはこちらの予算でしていただく必要があります。中学校に対しても補助金のタイミングで計画的にということでもあります。

トイレ環境については、町長が現状の確認をしに行ってくださいました。子供たちを取り巻く教育環境は喫緊であるということを理解していただきましたので、今回は賛成とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対討論です。

反対の討論させていただきます。反対理由を2つ述べさせていただきます。

まず、1つ目、説明書のページ134ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目5学童保育費、節12委託料、学童保育運営業務について、予算審査説明において、下半期より民間委託の方針の上で予算計上されています。資料請求の回答、審議の質疑において、大きな問題解消手段として、募集ノウハウの活用による人員確保としております。大きな問題点の内容は理解しておりますが、民間委託がその問題解消につながるか非常に大きな疑義があります。単に責任を転嫁する方策とも取れ、本来は来年度予算案計上前にその問題点と解消手段について、議会へ方針の内容予告をすべきであると考えます。加えて町内全ての未成年者のある保護者への意向確認を含めたアンケートの未実施、これによって、聞き取り調査が不十分であると判断します。

現利用者と将来的な利用者の不安点の把握ができていないこと、さらに民間委託を想定している事業者がどのように募集ノウハウを活用しているか、事業規模はどの程度かといった内容が不明瞭でありました。

よって、下半期民間委託を前提とした予算計上、それと執行方針について反対をいたします。

もう1点ございます。申し訳ございません。

説明書ページ187ページ、款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料、その他、立地適正化計画策定業務1,090万円、都市計画変更関連図書作成業務650万円、この事業予算計上は開会されている令和7年3月定例議会総務常任委員会へ付託された第32号議案、総合計画案が可決されることを前提に、来年度に都市計画マスタープランに立地適正化計画を盛り込み策定することを前提で計上されております。予算審査において、当該事業に係る当該地の選定に係る評価表の詳細資料請求、回答を得て質疑を行いました。残念

ながら資料請求回答段階では、審査最終日に明らかになる河合町工業団地等事業手法検討業務報告書の断片的な開示のみで、その報告書の最後にある評価選定された穴闇地区一部が土砂災害特別警戒区域、通称ハザードマップのレッドゾーンに指定されている箇所をどのように評価するのかの質疑を行うことができませんでした。

このような町民に対して不安要素を隠蔽して、予算承認を迫る理事者の手法は現に慎むべきと考えます。

また、審査中、ほかの委員の町長への用地買収についての町長答弁で、当該地区の方々の要望を基に計画策定を進めているので、比較的容易に買収は進むと思われるといった答弁は、評価選定手法の根幹を揺るがす考え方であり、到底容認できるものでございません。

総務常任委員会付託議案第32号、総合計画案反対理由で述べた内容と重複しますが、策定審議委員を冒瀆する介在や議会議員への不安要因の隠蔽を行った上での事業予算承認は、たとえ一般会計予算額に対して比較的少額の予算計上だとしても、その承認を基に、今後、開発予算計上は見込まれることを考慮すれば容認できるものではございません。

よって、係る歳出計上と歳入計上の削除を求め反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうから、賛成討論をさせていただきます。

大きな賛成要素として2つございます。先ほどもお話ありました2つの小学校の体育館への空調設備の取付け、それともう一つは、緊急内水対策事業費の件でございます。

この小学校の体育館については、令和2年度の予算編成から約5年間、令和1年11月20日に、そのときの町長への予算要望から5年間連続で毎年やってきております。そういう意味では思い入れが大きい一つの施策でございます。ただ、2つとも住民の命に関わる問題ですので、私は賛成いたします。

前にお座りの理事者の方によく聞いていただきたいと思います。今回、苦渋の決断であったことを申し述べておきます。問題も残っております。しがらみや職業を守るため続けてきた外部監査、そして地籍調査、住めない災害が起こったときの復旧・復興が遅くなる、後回しになると、その地域の住民をどなたが責任を持ち守るのか。ただ、しかしながら、住民サービスを縮小、止めることはできないので、今日から令和8年の予算へ向け議論をしていく決意をして、令和7年度予算への賛成をいたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、ほかの方とは少し異なった切り口ではありますが、討論をさせていただきます。

まず最初に、結論を申し上げます。反対です。

町長は、血税という言葉をご存じでしょうか。我々国民には、等しく国民の三大義務があります。教育の義務、勤労の義務、そして納税の義務です。河合町民もその義務にのっとり生活をしています。時には、その生活における劇的な変化や新型コロナなどの外的要因、病気や事故など、様々な要因によりその義務を全うできないことがあるかもしれません。

しかし、そのような中でも我々国民は、その義務を果たすために日々の生活を懸命にこなすのです。子育てに追われながら、ローン返済に追われながら、血のにじむような思いで納税するのです。一生懸命納税しているんです。なぜならば、それが日本国民たる基本であり、日本国憲法第26条、第27条、第30条に規定されているからです。法令を遵守して日本国民も河合町民も生活しています。

しかしながら、残念なことに、本町では税を納付するという行為において、町民の誰よりも潔白でなければならない人物が、あろうことか町民、町職員の信頼を裏切る事態となっている。50年にわたり誰もが納付している税を無視してきたのです。その土地が町有地であることを知っていたのであれば、その上にある個人の建築物が適法でないことは、考えれば即座に答えが出ます。その土地が町有地、国有地であること、そしてその土地の上に適法でない建築物があることを町で唯一知りながら、自らが町行政の管理者に、町の最高責任者になった令和5年4月から、一般質問で、税の未納が発覚する令和6年9月までの約1年半、町民、町職員、そして我々議会議員を欺き続けたのです。いや、これはたばかり続けたと言っても過言ではない。

現在、その適法ではない建築物は除却されていますが、そのようなことは問題ではない。約1年半もの期間、町民、町職員、町議会議員をたばかり続けたその姿勢こそが何より問題であり、町行政に対する町民の信頼を著しく失墜させており、その責任が何より重大に非難されるべきです。そして、そのことに対する説明責任が全く果たされていない。

今回の予算案を認めるということは、町議会議員として税の不納を認めることになる。

以上で私の討論、終結いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

大西議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論させていただきます。

予算審査特別委員会では、一部疑問を持つような予算の立て方等ありました。それによって反対をしたんですが、当初予算においては、小学校の体育館の空調の予算、あるいは内水対策予算が含まれております。また、特別会計への繰出金等の予算も含まれております。住民の方々が生活する上で、総合的に判断した上で賛成といたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数でございます。

よって、議案第6号 令和7年度河合町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

国保の県委託が行われて2年目の予算となります。今後、県言いなりでの国保税の値上げが予想されます。そして基金を活用して、子供均等割免除など独自の姿勢の見えない予算となっております。

また、昨年12月以降、新規の保険証廃止を強行し、今年8月以降混乱も予想される中で、町長の職権で資格確認書の全被保険者発行などの準備をする予算ともなっていません。国・県言いなりの運営を前提とした予算であり、反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第7号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「はい、議長、反対討論」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 議案第8号について、反対討論したいと思います。

この事業は、回収組合が行ってきましたが、令和7年2月以降、その管理回収は河合町が行っています。令和5年度決算では17件、約6,460万円で、令和6年度では同じく17件で6,320万円という残りの回収があります。この残りの回収について、具体的な回収計画を立てることが求められています。回収のための体制はどのようになっているのか、回収のための研修についても例年行っている研修の枠を超えてないもので独自の計画、見通しがうかがえません。今後の回収について、特別な体制で取り組み、残債件について曖昧にせず計画的に進めていくよう求めて、反対討論いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数でございます。

よって、議案第8号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします。反対討論」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論をさせていただきます。

今回の予算は、介護保険料の大幅引上げを実施した第9期介護保険事業計画の2年目の予算です。また、介護保険制度開始から25年になりますが、身体上と非常に合わない介護認定、生活援助への締めつけ、さらに訪問介護の報酬引下げで介護事業所の閉鎖が相次ぐなど、介護の社会化と逆行した状況となっています。

そして、次期計画までに予防事業の保険外しの拡大、ケアプラン有料化、2割負担など制度改革を進める動きが続いております。制度そのものの問題点を含んだ下での予算であり、当初予算としてはチェックする意味からも、本予算に反対をさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) なければ、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 反対討論したいと思います。

議案第10号について反対討論いたします。

ご承知のように、この制度は平成20年4月から導入されて17年が経過しています。高齢者を年齢で区別するという制度の本質的な問題は何ら変わっていません。対象者が年々増えて

いく傾向にある後期高齢者の健康を守る健康診査は欠かすことはできません。健康診査の自己負担について、自治体独自の努力でなくしているところもあります。高齢者の健康を守り、社会参加をしながら生き生きと過ごせるよう改善を求めるものです。

広域連合の構成人数や仕組みを見ても高齢者の声が届くのは困難で、運営でも不透明です。医療費の負担については、保険料は世帯の構成員のそれぞれの収入に応じて支払われています。しかし、医療費については収入が合算されて負担割合が決まるというものです。納得しがたいものです。医療費の負担も年金のみで生活している高齢者にとって重くのしかかっています。これからも増えつつある高齢者が生き生きと社会参加をし、豊かに過ごせるよう経済的負担を軽減し、健康を守る施策を進めるよう求めて、反対討論いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あります」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論させてください。

○議長（疋田俊文） はい、長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 賛成討論いたします。

17日の予算審査特別委員会で担当課長に質問した内容での答弁の中に、理解できない点、何点かございました。後日、説明を受け、理解できました。

そのうちの1点、河合町一般会計から下水道特会に繰入予定額2億3,214万円の中に、基準内繰入と基準外繰入の内訳が分かりませんでした。後日の説明により、基準内繰入として

は約1億7,300万、基準外繰入としましては5,900万円と説明いただきました。今後、令和8年度以降はこのような基準外繰入をしなくてもよい施策、方策を取っていただくよう求めて下水道事業予算の賛成をいたします。よろしくお願いします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第11号 令和7年度河合町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎同意第1号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第32、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第33、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし

ます。

これより同意第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第34、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第35、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意すること

に決定しました。

◎同意第5号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第36、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第6号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第37、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第7号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第38、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし

ます。

これより同意第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(疋田俊文) 日程第39、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から議会規則第73条の規定により、本会議の会期日程等審議の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続したいと、行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長より申出のとおり、閉会中も継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和7年度第1回定例会は、ただいまをもって閉会いたします。

閉会 午前11時24分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一